

## 第7章 国庫補助金と均衡化制度

### 第1節 均衡化制度の目的

デンマークの地方団体の課税標準は、図7に示すとおり、地方団体によって大きな差がある。仮に、個々の地方団体が全ての行政経費を自主財源で賄わなければならないとすると、地方団体間で、行政サービスの水準や税負担に非常な差が生じてしまうことになる。たとえば、課税標準の小さい地方団体では、他の地方団体と同じサービスを提供しようとする、税率をかなり高くしなければならなくなるであろう。したがって、均衡化制度の機能は、地方団体間で課税標準と人口構造が異なっても、できるだけ統一した税率を採用し、かつ、同様のサービス水準を確保できるようにすることにある。均衡化制度は、地方団体間で税とサービスとの関係をより画一化するものであると言える。

税/サービスの水準に違いが生じてしまうのは、まず、第1に、同じサービスを提供するのに必要な住民1人当たりの経費が、地方団体ごとに異なっているからである。また、地方団体によって、財政負担も違っている。財政負担は、歳出額に影響を与えるたくさんの要素（歳出需要要因）によって数量化されている。歳出需要要因の例としては、就学前児童数、就学児童数、高齢人口数などがある。1996年予算で、住民1人当たりの行政経費の最高と最低の市では、8,000デンマーククローネの差が生じている。

税/サービスの水準に差が生じる第2の理由は、市間で課税標準額に大きな開きがあるということである。課税標準は、その市の歳入額の水準と土地価額を表している。現在、住民1人当たりの課税標準額の最低額と最高額の差は112,000デンマーククローネ以上となっており、最高の市は、最低の市の約2.5倍以上となっている。課税標準の低い市は、高い市と同額の税収を確保するためには、より高い税率を適用しなければならないということである。

### 第2節 地方団体の税源偏在と財政負担のばらつきの現状

図7は、デンマークの市の均衡化前の税/サービスの水準の分布であり、図8は、均衡化後の分布の様子である。均衡化後の分布図では、市の税/サービスの水準が収束していることがわかり、デンマークの均衡化制度の効果が著しいことが示されている。

住民1人当たりの課税標準最高の市が166,868デンマーククローネであるのに対して、最低の市は、63,716デンマーククローネとなっており（1994年資料）となっている。

各市の財政負担、サービス水準、課税標準は毎年「地方団体重要数値」として発行されており、均衡化制度と補助金に関する調査も毎年「地方団体均衡化制度と一般補助金」として刊行されている。

市と県に対する均衡化制度の中の補助金と一般補助金は、両者一緒に交付される。均衡化制度の中の補助金と一般補助金は、まとめて、包括補助金と呼ばれており、用途は特定されていない。

均衡化制度と補助金とは、以下の4つの要素で構成されている。

- 財政負担の均衡化
- 課税標準の均衡化
- 一般補助金
- 各種特定補助金と均衡化制度

均衡化制度の枠組みは、図7に示すとおりであり、詳しくは、次節から解説する。

図7 均衡化制度のフレーム

<b>課税標準の均衡化（市）</b>	
全市対象の均衡化	この段階で、住民1人当たりの課税標準の全国平均との差の45%までが均衡化
課税力の弱い市町村に対する補助金	全国平均の90%未満の課税標準の市町村に対して、さらに全国平均との差の40%相当の補助金を交付
コペンハーゲン大都市圏内の均衡化	コペンハーゲン大都市圏内の市町村に対して、さらに当該市町村間に差の40%相当の補助金を交付
<b>歳出需要の均衡化（市）</b>	
全市対象の均衡化	この段階で、住民1人当たりの課税標準の全国平均との差の45%までが均衡化
コペンハーゲン大都市圏内の均衡化	コペンハーゲン大都市圏内の市町村に対して、さらに当該市町村間に差の40%相当の補助金を交付
<b>歳出需要と課税標準の均衡化（県）</b>	
課税標準の均衡化—全県対象	住民1人当たりの課税標準の差異の80%の均衡化
歳出需要の均衡化—全県対象	住民1人当たりの歳出需要の差異の80%の均衡化

図8 均衡化前

住民1人当たりの財政需要（1000デンマーククローネ）

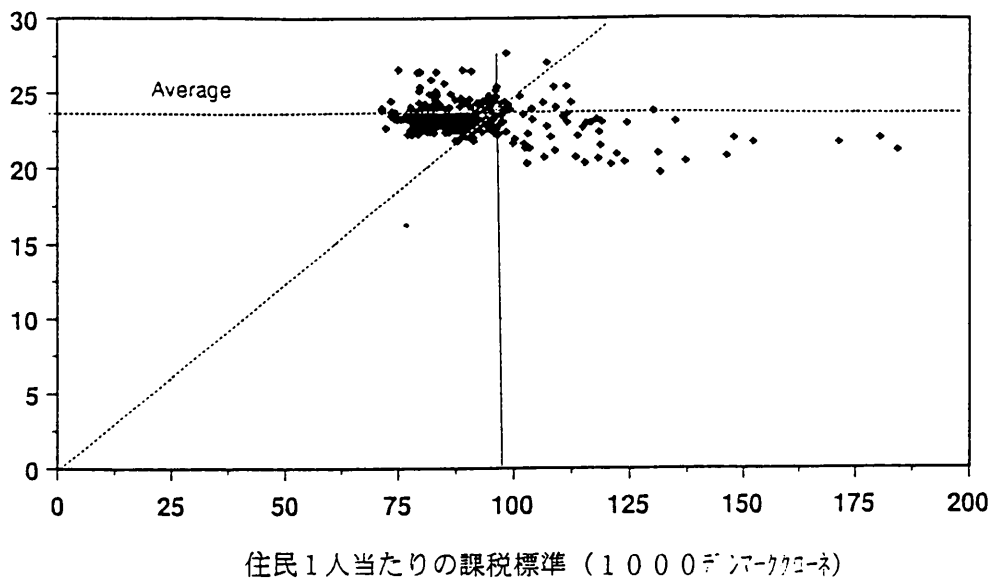
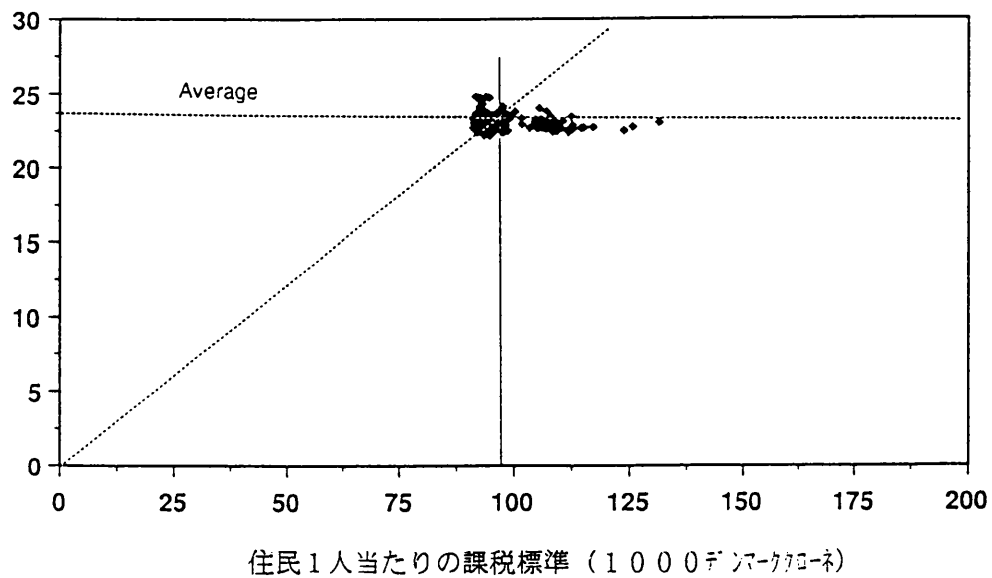


図9 均衡化後

住民1人当たりの財政需要（1000デンマーククローネ）

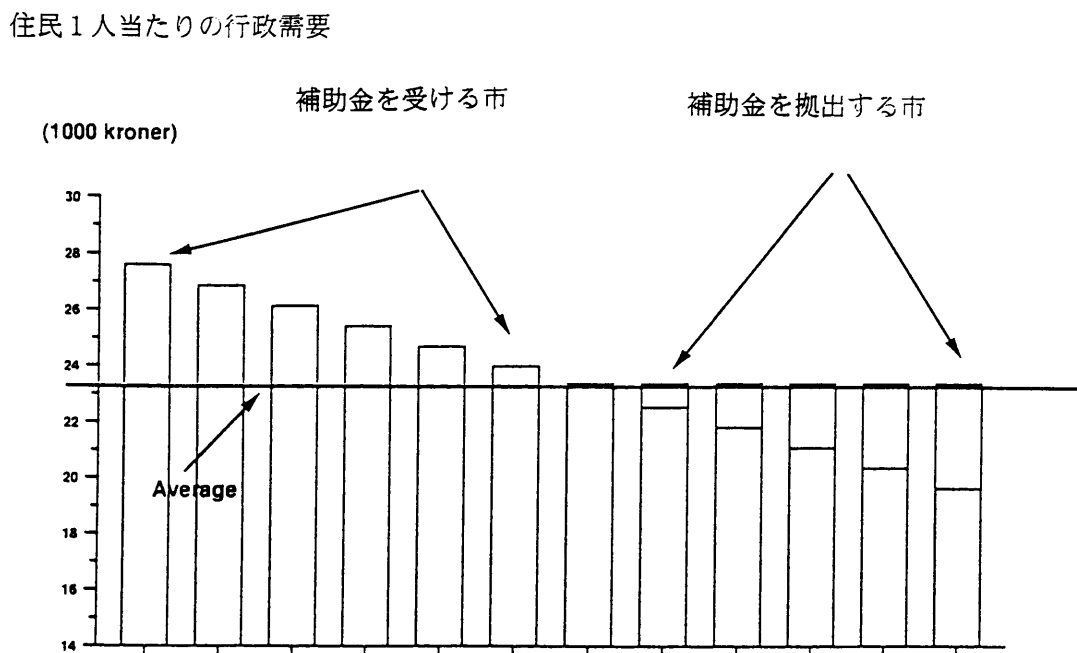


### 第3節 財政負担の均衡化

#### (1) 財政負担の均衡化の対象と考え方

財政負担の均衡化とは、住民1人当たりの歳出需要について、全国平均と個々の地方団体の数値を比較して、全国平均よりも低い地方団体から拠出金を徴収し、高い地方団体に配分する、ということである。したがって、全地方団体の拠出金額の合計と配分額は一致し、地方団体全体の中で完結するようになっている。図10にその仕組みを示す。

図10 財政負担の均衡化



#### (2) 財政負担の計算

財政負担の均衡化は、以下の3つの仕組みに分かれている。

- (1) コペンハーゲン大都市圏内の市を含む全市を対象とした均衡化
- (2) コペンハーゲン大都市圏内の市間の均衡化。(1)に加算する。
- (3) 全県を対象とした均衡化

地方団体の財政負担の差異を均衡化するためには、まず、個々の地方団体の財政負担を測定できなければならない。財政負担は多くの客観的基準を基礎にして計算されているが、これらの数値は、地方団体の行政規模を決定する要因に関係しているという仮定に基づいている。「客観的」基準とは、歳出を伴う財政負担と支出が生ずる状況との間に関連が明白にあるものを意味している。したがって、「財政負担の客観的な差異」のうち、実際の支出を生じさせる部分のみが均衡化されている訳であり、平均より高いサービス水準による差異や低い効率性による差異などは、均衡化の対象にはなっていないのである。

財政負担を均衡化するといっても、差異の一部を均衡化（これを「均衡化率」という）しているだけであり、それは、以下のようになっている。

- 全市対象均衡化率 45%
- コペンハーゲン大都市圏内の市間の差異が85%まで均衡化されるよう、同圏内の市対象均衡化率 40%
- 県対象均衡化率 80%

全市対象に、財政負担の均衡化を行い、コペンハーゲン大都市圏内の市については、さらに、当該の市間で均衡化を行う。均衡化の考え方は、どちらも同様で、前述したように、均衡化の対象となる市相互の拠出金、補助金のやり取りである。

1996年から用いられる計算方式では、財政負担は以下の要素によって計算される。

- 全市対象均衡化に関する基本補助金
- 年齢などが関係する行政需要
- 社会的要因による行政需要

基本補助金は、全市に対して、一律750万デンマーククローネとなっている。これは、一種の固定費用であり、規模の大小を問わず、また、人口の年齢別構成比に関わらず、管理部門の人件費などの固定費としてかかる費用を、用途を特定しない補助金、すなわち包括補助金として交付する、という考え方である。次に述べる年齢などが関連する財政負担の算出の際には、この基本補助金交付額は予め控除される。

市・県ともに全財政負担額の80%を、年齢が関係する財政負担として計算し、残りの

20%については、社会的要因により決定される財政負担として計算する。大都市圏内の均衡化においては、社会的要因による財政負担は全行政需要額の25%となっている。

年齢が関係する財政負担は、各年齢層の人口数に「単位費用」を乗ずることにより求めることができる。「単位費用」は、初等学校費や7歳から16歳の者対象のレジャー施設費など、年齢が関与する行政分野の歳出額の平均値を基に計算されている。とは言うものの、この「単位費用」をもって、7歳から16歳の者にかかる財政負担となる訳ではない。なぜなら、歳出額の20%は社会的要因関連費用であり、また、「単位費用」は、一般事務、レジャー・文化など、多額の共通経費を含んでおり、これら共通経費は年齢とは無関係であるため、一定の基準で各年齢の単位費用の中に配分されている。表13、14は、1996年度算定に用いられた単位費用である。

表13 年齢が関係する市の財政負担 1996年度「単位費用」額  
(単位：デンマーククローネ)

	全市町村対象均衡化	コペンハーゲン大都市圏内特別均衡化
0～6歳対象	30,394	35,733
7～16歳対象(95.1.1)	5,776	5,687
7～16歳対象*	42,111	47,382
17～19歳対象	7,104	7,225
20～24歳対象	8,954	9,368
25～34歳対象	8,993	9,413
35～39歳対象	8,378	8,701
40～64歳対象	6,690	6,746
65～74歳対象	14,315	14,060
75～84歳対象	33,672	33,965
85歳以上対象	92,856	86,937
借家数対象	2,974	—
早期退職者数対象	43,804	36,591

\*1995.1.1現在数と1992.1.1現在数が並記されているのは、生徒数の減少した市の行政需要を算定するためである。

表 1 4 年齢が関係する県の財政負担 1996年度「単位費用」額

(単位：デンマーククローネ)

0～4歳対象	10,670
5～15歳対象	6,630
16～19歳対象	21,095
20～49歳対象	6,928
50～59歳対象	8,217
60～64歳対象	10,054
65～69歳対象	12,407
70～74歳対象	15,640
75～79歳対象	19,652
80～84歳対象	24,272
85歳以上	28,489

社会的要因による財政負担は、個々の地方団体の「社会的指数」を基礎に求められ、「社会的指数」は、「社会的基準」から計算される。この「社会的基準」は表15に掲げるとおりである。1996年現在、「社会的指数」はヘレ (Helle) が37.5で最低であり、最高はイショジュ (Ishoj) の199.6となっており、市ごとに様々である。「社会的基準」は、特定の行政分野の支出額に対応してなく、その目的は、市が担わなければならない義務のうち、より一般的な側面を算定するためのものである。

まず、全市の人口による財政負担の平均値は以下のようにして求められる。

- ①  $\Sigma \{ (\text{年齢による財政負担の単位費用}) \times (\text{年齢別人口}) \} \rightarrow$  各市の財政負担  
 ②  $\Sigma (\text{各市の財政負担}) \div (\text{全市の人口}) \rightarrow$  全市の財政負担平均

個々の市の人口による財政負担のうち、均衡化対象分は80%であるから、

$(\text{個々の市の人口1人当たりの人口による財政負担}) \times 0.8$  が人口による財政負担のうち、均衡化対象分となる。

次に、社会的指数による財政負担の均衡化対象額の求め方を解説する。

表 1 5 「社会的指数」算定に用いられる社会的基準

	全市対象均衡化 基準係数	コハソハゲン大都市圏 対象の基準係数	全県対象均衡化 基準係数
母子・父子家庭の 児童数	32.5%	32.5%	50.0%
「住居基準」（古い家屋と 近代賃貸家屋）	25.0%	—	—
賃貸住宅数	—	20.0%	—
無職の20～59歳人口数 （市町村人口数の5%を超 える場合）	25.0%	25.0%	—
第3世界の外国人数	10.0%	10.0%	—
職業教育を受けていない2 5歳～49歳人口数	—	12.5%	—
コハソハゲン大都市圏外で深刻 な社会問題を抱えた地域の 住民数	7.5%	—	—
65歳以上の単身者数	—	—	50.0%
合 計	100.0%	100.0%	100.0%
社会的基準の比重	20.0%	25.0%	20.0%

表 1 5 に社会的指数算定に用いられる社会的基準と基準係数を示す。

この基準係数は、いわゆる社会的指数算定の際のウエートと考えられる。

各社会的基準による社会的指数は、「母子・父子家庭の児童数」を用いた社会的指数を例にとると、次のように計算される。

(基準係数0.325)

×

{ (各市の母子・父子家庭の児童数) ÷ (全市の母子・父子家庭の児童数) }

以下、同様にして求められた各社会的指数の合計に、以下の計算を行う。

Σ { (基準係数) × (各市の社会的指数) ÷ (全市の社会的指数) }

×

{ (各市の人口数) ÷ (全国の人口数) }

×

(歳出予算額の全市平均値) × (各市の人口数)

=

(人口1人当たりの社会的指数)

社会的指数の均衡化におけるウエートは、20%であるから、



(個々の市の人口1人当たりの社会的指数) × 0.2が、社会的指数のうち、均衡化対象分となる。

計算例を示すと表16、17のとおりである。

表16 社会的指数の計算

	社会的基準	基準係数 (1)	市の数値(例) (2)	全国合計値 (3)	(4)=(2)/(3)×(1)
1	母子・父子家庭の児童数	32.5%	210	137,993	0.000495
2	「住居基準」(古い家屋と近代賃貸家屋)	25.0%	700	509,905	0.000343
3	無職の20～59歳人口数 (市町村人口数の5%を超える場合)	25.0%	713	481,722	0.000370
4	第3世界の外国人数	10.0%	46	154,183	0.000030
5	コペンハーゲン大都市圏外で 深刻な社会問題を抱えた地域の住民数	7.5%	699	329,650	0.000159
6	1～5合計	100.0%			0.001397
7	1996年1月1日住民数		6,890	5,250,907	
8	住民数割合 6÷7				0.0013122
9	社会的指数=(6)/(8)×100=				106.4421

表17 社会的指数による財政負担の計算

1	社会的指数(表16の計算による)	1.06442
2	住民1人当たりの歳出予算の全国平均値	4,787.82
3	当該市の1996年1月1日現在の住民数	6,890
4	社会的指数による歳出需要 1×2×3	35,113.224

以上から個々の市の人口1人当たりの行政需要は、次のようにして求められる。

$$\begin{aligned}
 & (\text{個々の市の人口1人当たりの人口数による財政負担}) \times 0.8 \\
 & + \\
 & (\text{個々の市の人口1人当たりの社会的指数による財政負担}) \times 0.2 \\
 & = \\
 & (\text{個々の市の人口1人当たりの財政負担})
 \end{aligned}$$

個々の市がこの均衡化制度に対して、どの程度の補助金を受け取るのか、または、拠出

するのは、次の計算式による。

$$\begin{aligned} & \{ (\text{個々の市の住民1人当たりの財政負担}) - (\text{全市の平均財政負担との差}) \} \\ & \quad \times \\ & \quad \text{均衡化率} \\ & \quad \times \\ & \quad \text{当該市の住民数} \end{aligned}$$

財政負担の低い市からの拠出金が財政負担の高い市の補助金に充当され、その額は等しいから、財政負担均衡化に要する額の合計はゼロになる。

#### 第4節 課税標準の均衡化

課税標準の均衡化は、以下の4つの仕組に分かれている。

- 全市対象の均衡化
- コペンハーゲン大都市圏内の市対象の均衡化
- 課税標準の小さい市に対する補助金制度
- 全県対象の均衡化

課税標準の均衡化の原理は、歳出需要の均衡化と同じである。最初にするのは、各地方団体の課税標準の計算である。

課税標準は、地方団体の所得税収と土地価額から以下のとおり求められる。

(市の場合)

$$(\text{所得税の課税標準}) + (\text{課税可能土地価額} \times 6.5\%)$$

(県の場合)

$$(\text{県所得税歳入額}) + (\text{土地税額} \div \text{土地税率})$$

全市対象の均衡化は、全国の課税標準の平均値を基に行われる。この点は、行政需要の均衡化の仕組と同様であり、課税標準の大きい市からの拠出金額と小さい市への補助金額

は一致する仕組となっている。個々の市の住民1人当たりの課税標準と住民1人当たりの課税標準の全国平均との差の45%までが、この段階で均衡化される。

コペンハーゲン大都市圏内の市は、さらにもう1つの均衡化が適用され、当該圏内の市の住民1人当たりの課税標準間の差の40%までが、均衡化される。大都市圏内の市に対して、2重の均衡化を行っているのは、この地域の市には、人口と歳入額の双方に、非常に大きなばらつきがあるからである。

課税標準の均衡化により、各地方団体が拠出する額、補助を受ける額の計算式は、以下のとおりである。

$$\begin{aligned} & \{ (\text{住民1人当たり課税標準の全国平均}) - (\text{当該団体の住民1人当たりの課税標準}) \} \\ & \quad \times \\ & \quad \text{均衡化率} \\ & \quad \times \\ & \quad \text{当該団体の住民数} \end{aligned}$$

地方団体均衡化及び一般補助金法 (the Local Authority Equalization and General Act) では、課税標準の低い市に対する特別補助金の規定がある。課税標準の小さい市とは、住民1人当たりの課税標準が全国平均の90%未満であるところであり、当該の市に対して、全市対象の均衡化補助金に加えて、さらに、全国平均との差の40%の均衡化率による均衡化が適用される。これにより、住民1人当たりの課税標準の全国平均の90%と当該市の課税標準との差の85%までが均衡化される、ということである。課税標準の低い市に対して、1996年度では8億73百万デンマーククローネが包括補助金制度を通じて交付されている。また、上記の法では、均衡化のシーリングについても規定している。これは、所得税課税標準が増加した場合、当該市は税収の90%以上拠出する必要はない、という規定である。

全県対象の均衡化の仕組は、住民1人当たりの県税の課税標準の平均値を基礎としているため、国税との関連は全くない。県間の差の80%までが均衡化される。

課税標準の均衡化において、課税標準の差は税率の差で表される。すなわち、歳出額の全額を地方税で賄わなければならないと仮定した場合、地方税はどの程度になるか、ということであり、これを税率要因という。

## 第5節 特別均衡化制度

これまでの補助金と均衡化制度の他に、内務省取扱の地方団体に対する補助金がたくさんある。法により、国は、特別な事情のある市町村に対して資金援助を行う義務がある。この資金援助に該当するかどうかは、内務省の定める基準によっており、1996年のこれら資金援助の総額は1億23百万デンマーククローネとなっている。以下、主なものを例示する。

### (1) 財政難の大都市圏内市に対する援助

コペンハーゲン大都市圏内の市で特に財政問題を抱えている市に対する補助金である。同圏内の全市は、この補助金制度に対して課税標準の0.1%に当たる拠出金を支出し、補助金の配分は内務省により行われる。

### (2) 大都市圏内の家賃補助金額の補填

コペンハーゲン大都市圏内の市が行う家賃補助については、特別に均衡化されている。均衡化率100%であり、年金生活者に対する家賃補助や家賃免除にかかわる当該市の支出額が他の市よりも多かった場合、その差額は完全に補填される仕組みになっている。

### (3) エイズ関係費用の補填

エイズ患者を多く抱える県に対して、他の市町村に比べて多くの関係費用を支出している場合、その差額を補填して均衡化を図る仕組みである。

### (4) 主たる島しょに対する補助金

この補助金の目的は、フェリー業務に対する援助と教育のために島を離れなければならない青年に対する援助である。補助金は、住民数、16歳から19歳人口、フェリー業務にかかわる船のトン数と航行時間によって配分される。

### (5) 難民、移民等要保護者にかかる経費の均衡化

これは、外国人の移住、言語教育、その他社会的に必要な費用について、他の市に比べ

追加的にかかる費用を均衡化するものである。移民、難民対策のためにかかる費用について、毎年補助金が交付されている。補助金額は、移民・難民1人当たり3,377デンマーククローネであり、6歳から16歳の者については、これに15,712デンマーククローネが加算される。さらに難民対策にかかる費用に対しては、たくさんの補助金が設けられている。この均衡化の仕組みは、市町村の課税標準に応じて補助金が配分されるように、市町村全体で財源が調整されるようになっている。すなわち、移民・難民の少ない市町村は資金を拠出し、逆に多い市町村は補助金の配分を受ける仕組みになっているのである。また、1996年には、旧ユーゴスラビアからの難民受け入れのために特別早く補助金配分の発表が行われる。

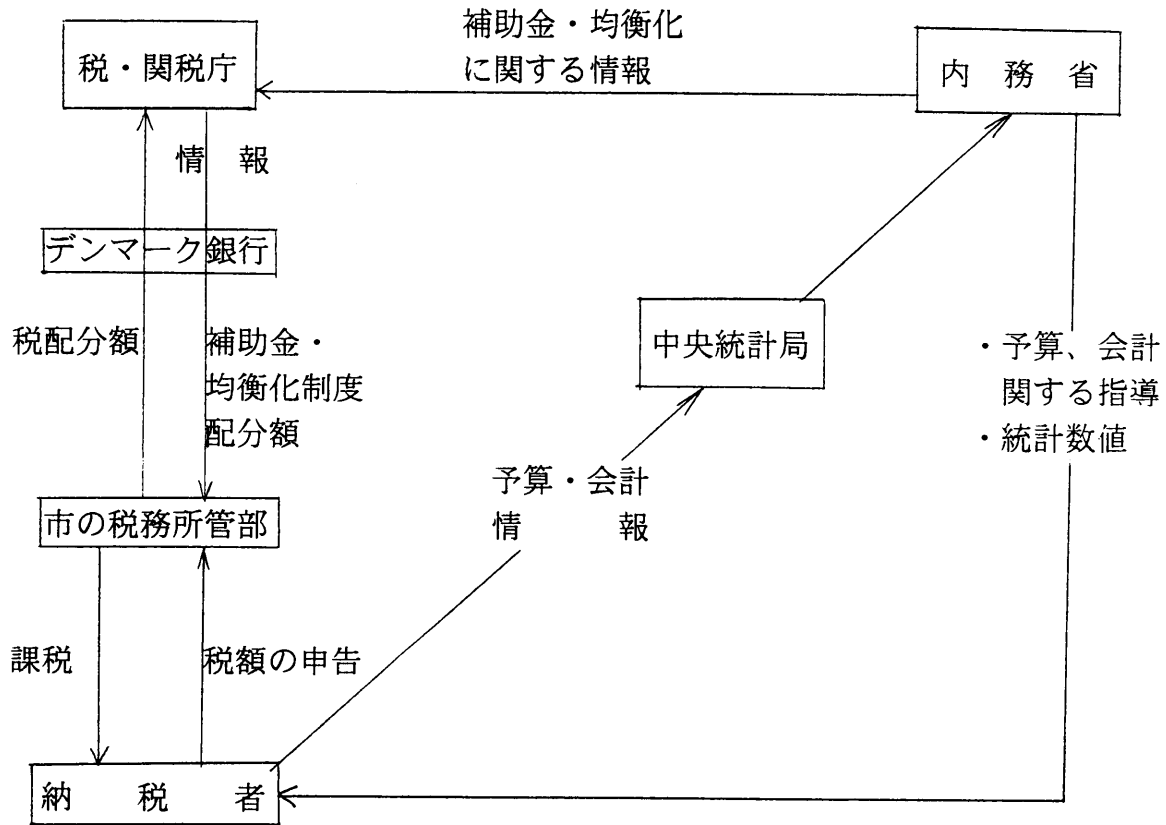
## 第6節 税、国庫補助金と均衡化補助金に関するキャッシュフロー

国税、地方税ともに、その大部分をしめる所得税のキャッシュフロー及び課税情報などを示すと、図11のようになる。

所得税は、国税分（税率約40%弱）、地方税分（税率約30%弱）を合計して、課税・徴収し、税・関税庁が国、県、市に配分する。さらに、各県、各市の配分額は、内務省が均衡化制度による補助金・拠出金のやり取りとともに総額を決定し、毎月その12分の1を交付する。この交付は、デンマーク銀行、郵便局、その他の金融機関を通して行われる。

内務省は、各地方団体の課税標準、課税額、税率、などの情報を税・関税庁から入手し、また、均衡化制度の行政需要に関する情報を中央統計局から入手する。

図11 税、補助金等の流れ



第7節 国庫補助金と均衡化制度に関するタイムテーブル

国庫補助金と均衡化制度に関する1996年度のタイムテーブルを示すと、図12のとおりである。

図12 国庫補助金、均衡化制度に関するタイムテーブル(1996年度分)

1995—— 6月：1996年度国庫補助金の総額について、国と地方団体代表機関との間で、合意。この合意を国会が承認。内務省は、各地方団体の国庫補助金、均衡化制度にかかる補助金、拠出金を決定・通知。

—— 10月：各地方団体で1996年度予算が議会により承認される。

1996—— 毎月：税・関税庁は、各地方団体に補助金を交付。

1997—— 5月：各納税者は、税・関税庁に、前年度所得を申告。税・関税庁は、

実所得額により算定した1996年度の国庫補助金、均衡化制度補助金（拠出金）と見込により配分した国庫補助金、均衡化制度補助金（拠出金）との差額を算定。

1998—— 5月：税・関税庁は、1996年度の各納税者の所得および所得税額を決定。

—— 7月：環境省は、1996年度の各地方団体の課税標準均衡化による補助金・拠出金を修正。

—— 10月：上記修正額の配分を10月から12月までの3ヵ月間にわたり、

11月 毎月行う。

12月

## 第8章 地方税制度

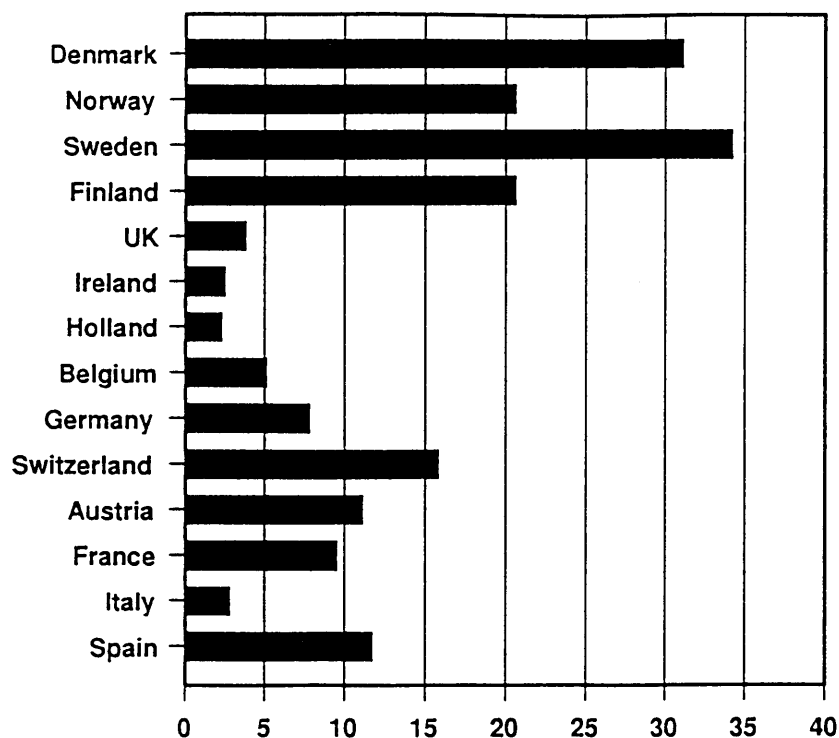
デンマークでは、地方税が地方団体の歳入のうち、最大の科目であり、市、県では、全歳入額のそれぞれ54.2%、65.4%を占めている。市の地方税の90%は地方所得税(市分)であり、8%が土地税となっている。

### 第1節 デンマークの地方税の国際比較

図13からわかるように、国税・地方税総額に占める地方税収の割合については、北欧諸国と他の国には違いがある。デンマークとスウェーデンでは、地方税収が全税収の30%を超えており、フィンランド、ノルウェーはそれぞれ21%となっている。

図13 国税・地方税の総額に占める地方税収の割合(1992年)

(出典:OECD、歳入統計1994年版)





## 第2節 地方所得税

### (1) 地方所得税率の決定過程

地方所得税の税率について、上限などの条件は何も規定されていないから、地方団体は、地方所得税の税率を自由に設定することができる。

毎年、各地方団体で予算を決定する際に歳入必要額が算定され、この時、地方税率も決定される。地方税率の決定方法は、次のとおりである。

各地方団体では、翌年度の歳出予算を編成する一方で、地方所得税以外の財源、すなわち、国庫補助金、使用料・手数料、土地税、借入金などの収入見込み額を算出する。このうち、国からの補助金については、後に国から通知されることにより確定する。このようにして、計算された数値により、以下の計算式で地方所得税率が決定する。

- ① 歳出予算額 - (国庫補助金 + 使用料・手数料 + 借入金 + 土地税等見込額)  
= 地方所得税徴収必要額
- ② 地方所得税徴収必要額 ÷ 課税標準 = 地方所得税率

### (2) 地方所得税の計算

地方所得税は、税・関税庁により、国所得税と一緒に課税・徴収され、各地方団体が設定した所得税率に応じて、各地方団体に配分される。

デンマークの所得税制度の下では、個人の課税所得を次の3つに分類している。

- ① 経常所得 (給 与 - 年金拠出金)
- ② 資本所得 (利息収入 - 支払利息、キャピタル・ゲイン、配当、など)
- ③ 課税可能所得額算定の際のその他控除

以上により、算定された課税所得に対し、以下のとおりの国、地方の所得税率が乗ぜられ、税額が決定する。

【国の所得税率】（1995年度）

①総課税所得に対して	-----	13%
②經常所得+純資本所得（単身者）130,900DKK超		
經常所得+純資本所得（夫婦）261,800DKK超	-----	5%
③經常所得236,600DKK超+純資本所得20,000DKK超	——	13.5%
④經常所得348,600DKK超	-----	3%

デンマークでは、1994年1月1日から、国、県、市の合計の個人所得税の税率の上限を63.5%とする新所得税制度が施行されている。

【地方の所得税率】（1995年）

地方の所得税は、全課税所得に対して一律の税率であり、上限の設定はない。1996年度の市所得税の平均は、19.9%、県所得税の平均は、10.5%であった。

【所得税率の計算】

国の所得税率と地方の所得税率を合計した税率が個人に対する所得税率となる。

《計算例》

課税所得348,600DKK以上の個人の総税率は、以下のとおりである。

国所得税率(13%+5%+13.5%+3%)	-----	34.5%
地方所得税率(市:18.7%、県:10.0%)	-----	28.7%
総所得税率	-----	<u>63.2%</u>

なお、表18は、1977年以来の地方税の平均税率を示している。

表18 地方税の平均税率の推移（1977年～1996年）

	平均所得税率(1)	平均所得税率(1)	平均土地税率(1)	平均土地税率(1)
	市	県	市	県(2)
1977	15.5	6.6	17.6	20.0
1978	15.7	6.4	10.9	13.0
1979	16.9	6.5	12.2	15.0
1980	17.4	6.9	10.9	15.0
1981	17.4	7.1	11.1	15.0
1982	17.4	7.3	9.8	13.0
1983	18.5	8.4	10.6	12.0
1984	18.6	8.8	10.7	11.0
1985	18.5	8.7	9.9	10.0
1986	18.5	8.8	9.6	10.0
1987	19.1	9.2	9.6	10.0
1988	19.5	9.4	11.0	10.0
1989	19.5	9.4	10.4	10.0
1990	19.4	9.5	10.4	10.0
1991	19.4	9.5	10.9	10.0
1992	19.6	9.6	11.4	10.0
1993	19.6	9.7	11.3	10.0
1994	19.7	9.8	11.2	10.0
1995	19.8	10.0	11.8	10.0
1996	19.9	10.5	11.8	10.0

(1) コペンハーゲン市、フレデリクスバーグ市は含まれていない

(2) 法定税率

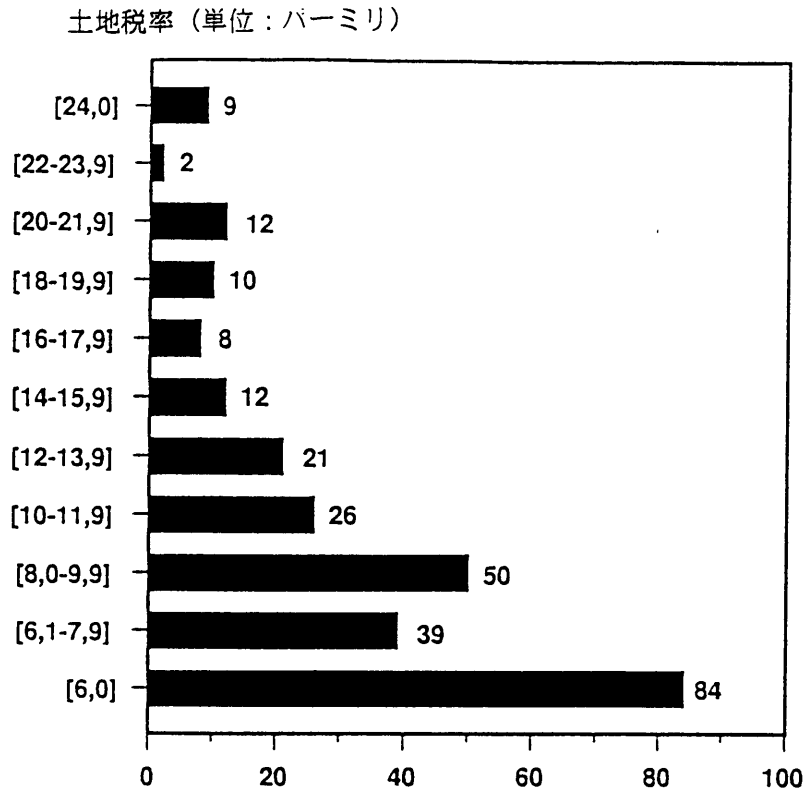
### 第3節 土地税

市、県とも土地価額に基づいて土地税を課税している。市では、個々の市が、土地価額の何分の1かに相当する税率を決定して課税している。市の土地税率は、0.6%～2.4%以内でなければならず、1994年時点で、1995年、1996年の農地に対する税率は最低1.5%とされている。県の土地税率は、法により1%と定められているが、生産目的の農用地については、0.57%となっている。

市も県も、ある特定の土地について、土地税を免除することもできる。たとえば、私立

学校、非営利団体、運動場、博物館などの土地である。また、保護指定建築物にかかわる土地については、法により免除されている。図14に、土地税率の分布を示す。

図14 土地税率の分布（1996年度）  
 （コペンハーゲン市、フレデリクスバーグ市を除く）



#### 第4節 償却資産税、会社税分配金

土地税の他に、市は事業用建築物の財産価値に対して、一定率の償却資産税を徴収することができ、そのうえ、市、県ともに、公共資産について償却資産税を徴収することができる。1996年現在、79の地方団体で私有事業用財産に対する償却資産税を徴収しており、うち31の地方団体で、最高率の1%を徴収している。

会社税の一定率はその法人のある地方団体の税収となり、現在は、法人税額の12%が地方団体の収入となっている。

## 第9章 国と地方との財政関係

### 第1節 予算協調制度

#### (1) 交渉機関

地方政府が、歳出、歳入とも公共部門全体に占める割合が大きいことから、国家全体の財政の舵取りをするには、地方政府と中央政府との間で「協調関係」を作ることが、デンマークでは必要であった。現在、この協調関係は、国と地方団体代表機関との交渉により行われている。交渉は、事務レベルと政治的レベルで行われているが、政治的レベルでの交渉は、国側が大蔵大臣、内務大臣、その他関係大臣、地方団体代表機関からは、全国市協議会から2名（政策担当議長、第1副議長）、全国県協議会から2名（政策担当議長、第1副議長）、コペンハーゲン市から1名（議長）、フレデリクスバーグ市から1名（議長）による会議により行われている。

#### (2) 経緯

予算協調制度は、1980年代初頭に作られてから幾多の変遷をしている。制度ができた頃は、地方の歳出額、税率をある上限以内に抑えるように勧奨する(recommendation)であったが、1980年代半ば頃から、地方政府の歳出額が増大してきたため、中央政府は、勧奨に従わない地方団体には、一般補助金を削減したり、税率の上限を厳しくしたりするなどの制裁(sanction)を行うようになった。しかしながら、これらの制裁措置により地方団体の経済活動を統制することが困難であることを痛感した中央政府は、1989年に、従来の交渉を、より公式にした形で、中央政府と地方団体関係機関との交渉を制度化した。

現在では、翌年度の地方団体の予算の全体的な枠組みは、毎年交渉により決定されている。

#### (3) 交渉の方法、内容

交渉の初めに、地方財政について中央政府と地方団体関係機関とが協力して調査を行い、翌年度の物価上昇率、賃金上昇率を推計する。また、同時に、翌年度の地方団体予算について、「税率は上げず、地方行政のサービス水準は今年度のまま維持する」などの一般的

な方針を決める。この推計と一般的方針を基に、地方税率、包括補助金、歳出額などの基本事項の細部を交渉していくのである。

交渉には、これら基本事項の他に、現行法令の業務執行上の問題点や財政上の問題点の内容として盛り込まれている。

交渉の結果、地方団体に勧奨する内容は、強制力のないあくまで自発的な(voluntary)ものであるため、勧奨に従うかどうかは、各地方団体の意思に任されている。また、勧奨の内容は、個々の地方団体の財政規模に言及しているのではなく、地方団体全体の財政のフレームを決めているのであるから、個々の地方団体がどのような財政方針を採るかについては、選択の余地があると言ってよい。

交渉は先に述べたトップレベルの会議により行われるが、この他にたくさんの委員会が設置され、それぞれ、地方団体が行っている個々のサービス分野（教育、社会福祉など）について財政的分析を行って、交渉の際の有用な資料を提供している。

1997年度市財政に関する合意内容は、以下のとおりである。

- ・資本支出については、1996年度の規模を上回らないようにする。
- ・市税の税率については、1996年度を超えないようにする。一方、行政需要の増加があった場合には、包括補助金の増額と借入金限度額の引き上げを認めることによって対応する。
- ・その他、児童福祉、身障者福祉に対する合意、初等教育への情報処理課程の導入などについて、合意がなされた。

## 第2節 包括補助金の決定過程

包括補助金の規模は、地方政府全体の財政規模、地方税率やサービスの水準などの安定などの要素を勘案して決定されていくが、この決定の過程でも、中央政府と地方政府との交渉と合意が重要になってくる。

### 「財源補償の原則」

国会で新たに法令が制定されたり、中央政府により新しいガイドラインが作られたりした場合、地方団体の支出増加が伴う場合がある。このように、財政的補償なしに行われた新法の制定やガイドラインの設定に対して、地方団体の追加的財政需要を補償するために、

中央政府は、当該の追加需要を包括補助金の増加により補償しなければならないという原則があり、国会で承認されている。これは、地方税の税率を上昇させないためでもある。この原則の目的は、地方団体に過剰な財政的負担を強いないということだけではなく、地方税率を上昇させないということもあるが、人口増加による行政需要の増加などは、この原則によって補償されるものではない。

地方団体の財政支出に関係する法令やガイドラインを提出した省庁は、財政的影響について調査し、地方団体関係機関と交渉をし、国会に法令等を提出する前までには、しかるべき合意に達していなければならない。

この原則は、地方の財政支出の増加だけではなく、削減についても適用されるから、ある地方団体の事務が廃止されたりした場合などは、包括補助金の減額ということになり、地方財政の守護として機能すると同時に、総財政支出のコントロールにも寄与する訳である。

このような事務の増加、減少について、それぞれ包括補助金の増額、減額が行われるが、増額も減額も中央政府と地方団体代表機関との交渉と合意により行われ、この増額・減額の純計が包括補助金の規模に影響してくる。交渉は最初事務レベルで行われるが、合意に達しない場合には、前出の政治的レベルの会議によって行われる。

### 第3節 予算保証制度(The Budget Guarantee)

1980年代、90年代の不況により、失業者が増加し、そのために地方団体は、失業保険や職業訓練費用などの支出を大幅に増加せざるを得なかった。この支出増加による所得税率の上昇を回避するために、1992年に、「予算保証」制度が作られた。この制度は、地方団体の裁量のほとんど及ばない行政需要の増加について、増加した支出分を包括補助金で補償するというものである。この制度も、行政需要が減少し、支出の減少が見込まれる場合には、逆に包括補助金の減額によって対応するという事になっている。

「予算保証」制度により保証される分野は以下のとおりであり、包括補助金額の調整のためには必ず、当該の調整について国会で承認されなければならない。

#### 【包括補助金で補償される行政需要】

- ・ 社会保険制度による現金支給額
- ・ 社会保険制度により難民に対して支給される額
- ・ 基礎的職業訓練プログラムにかかる費用

- ・失業保険の非対象者に対する失業対策にかかる費用
- ・早期退職者(60歳以下)年金

#### 第4節 包括補助金の規模

包括補助金は、以上のように、「財源補償の原則」、「予算保証」制度などにより、その総額が審議され、決定される。ここで、包括補助金の規模の決定要素をまとめると以下のとおりとなる。

##### [前年度総額]

- ± 物価上昇分、賃金上昇分
- ± 税制改革
- ± 予算保証
- ± 新法令による影響（財源補償の原則）
- ± 特別補助金（新均衡化制度の導入による経過的措置や特別な問題を抱える地方団体への財政援助）

=

[今年度総額]（今年度の7月1日に採択され、各地方団体に公示される）

#### 第5節 新予算保証制度

##### -- 国家保証予算か自主予算か？

1995年6月に国会で採択された財政改革に伴って、1996年予算から地方団体は、次の2つの予算編成方式のどちらかを選択できることとなった。

- A 地方団体が自ら課税標準、均衡化、補助金配分額などを設定し、予算編成する。
- B 国により保証された課税標準と国庫補助金と均衡化額を基に税額を決定する。

どちらの方法を選択するかは地方団体の自由であり、選択は単年度限り有効なものである。Bの「国家保証制度」を選択する場合、予算の採決とともに選択の決定が行われる。国庫保証制度を選択する地方団体には、国から「保証された」額の補助金と均衡化必要額が支払われる。国により保証された課税標準は、直近の財政年度を基礎に計算され、全地





## 第10章 フリーコミュニティ実験

フリーコミュニティ実験は、スウェーデンで提唱され、他の北欧諸国でも取り組まれ、世界的に注目されるところとなっている。デンマークでも1985年から着手し、その成果についても種々の議論が交されている。

### 第1節 デンマークのフリーコミュニティ実験の特徴と意義

デンマークのフリーコミュニティ実験が他の北欧諸国に比較して、次の点が特徴的であると言える。

- ①1985年から1993年まで8年間の長期にわたって行われていること。
- ②自由党一保守党連立政権の下で、公共支出削減を目的として導入された施策であること。
- ③デンマークの地方政府は、平均して自主財源比率が50%ほどの財政的自立を背景に行われた実験であること。

特に、②について詳述すると、地方公務員は1976年において全就業者の12.1%であり、1988年には16.8%の増加にすぎないのに対して、この間の地方財政支出は約50%も増加しており、公共支出の削減という目標達成のためには、地方財政支出のコントロールが焦眉の急であったといつてよい。中央政府は、包括補助金の導入と地方税の税率制限を通じて、地方財政支出を統制する一方で、それぞれの地方の特色により適合した政策を地方ごとに展開することにより、金銭的効率性(Value for Money)を向上させようと、地方に密着した行財政運営ができるようにフリーコミュニティ実験を促進しようとしたのである。

### 第2節 フリーコミュニティ実験の目的と概況

フリーコミュニティ実験の目的は以下の3つである。

- ①地方の状況に適合した地方政府の在り方を模索・推進する。
- ②公共サービスの質を向上させる。
- ③地方団体にある資源を活用し、費用対効果を向上させる。

以上の目的を達成するために、政府は、地方団体に実験参加を呼びかけ、手を挙げた地方団体に対しては、「自由地方団体 (free local authority)」と指定し、所要の法改正を適宜行うこととした。1988年までに、273市中30市、14県中6県が「自由地

方団体」として指定を受けた。指定については、内務省が行い、指定を受けた地方団体は、関係する省庁と直接折衝ができるように体制が整備された。関係省庁は、実験の内容が著しく住民の福祉を損なうものでない限り、実験の内容に同意することが要請されており、一度同意すると「自由地方政府法（Free Local Government Law）」に所要の改正がその都度行われ、法制度の面での整備が図られた。

### 【実験の例】

1993年に終了するまでに390の実験が指定を受け、施行された。実験の内容については、以下のとおりに大別することができる。

#### ①学校教育・レジャー分野

最も事例の多い分野であり、全体の約40%を占めている。主に、学校教育における意志決定やカリキュラムの編成に父兄を参画させるものである。日々の学校内での意志決定行為を父兄、教員、生徒代表からなる組織に分権化するものの、主要な教育政策は地方団体に留保している。

#### ②環境・技術分野（都市計画、住宅供給、交通、環境保護）

この分野では、土地利用計画について、県から市にその計画権限を委譲する、という分権化に事例が集中している。ある実験では、県が地域エネルギー基金を設立し、地方のエネルギー供給の効率性を向上させようというものがあつた。

#### ③雇用・産業分野

この分野での事例としては、若年失業者、長期失業者の職業訓練の支援、事業を起こそうとする人々に対する援助、早期退職制度の推進、などを通して、地方団体の地方経済に対する関与の度合を強める目的のものが多かつた。

#### ④社会保障、保健衛生分野

この分野で特徴的な事例を挙げると、高齢者に対して無料で歯科検診をすることにし、歯科検診の機会に同時に年金生活者の生活実態を把握するという、社会保障、保健衛生分野での仕事の効率性向上を目的とした事例がある。

## ⑤地方団体運営全般

ある事例では、社会福祉、教育、スポーツ振興などの地域に密着した分野について地域委員会を設置して、予算や政策決定を地域委員会に委譲するという分権化を行っている。地域委員会の設立を契機として、さらにユーザーレベルまで分権化を進めている事例もある。

個々のフリーコミュニケーション実験に共通する性格を述べると以下のとおりである。

大半の実験が意志決定の分権化、経営手法の効率化、組織改革に関連しており、全実験に共通することは、地方政府の活動に対する政治的コントロールを強化し、政治家と事務方との責任分担を明確にすることであった。これには、日々の行政サービスに関する意志決定行為をできる限り事務方に権限委譲し、政治家がより戦略的政策決定に関与できるように、という意図があった。

## 参考文献

- 1 Municipalities and Counties in Denmark, Ministry of the Interior, 1996年, Copenhagen
- 2 The Danish Counties, Association of County Councils in Denmark, 1995年, Copenhagen
- 3 Local Government in Denmark, The National Association of Local Authorities in Denmark, 1995年, Copenhagen
- 4 Amtsradsforeningen, Association of County Councils in Denmark, 1995年, Copenhagen
- 5 Kommunernes Landsforening, The National Association of Local Authorities in Denmark, 1995年, Copenhagen
- 6 Case study about the Danish system of local self-government, The International Consultancy Division, National Association of Local Authorities in Denmark, 1996年, Copenhagen
- 7 Note of the administration of the Local authority grants and equalization system in Denmark, National Association of Local Authorities in Denmark, 1996年, Copenhagen
- 8 LOCAL GOVERNMENT IN DENMARK, The National Association of Local Authorities in Denmark, 1996年, Copenhagen
- 9 Relationship between central and local government in Denmark regarding local government economy, National Association of Local Authorities in Denmark, 1996年, Copenhagen
- 10 Information Guide Series. Doing business in Denmark, Price Waterhouse, 1995年, Copenhagen
- 11 Promulgation of the Local Government Act, Ministry of Interior, 1995年, Copenhagen
- 12 The Role of the Association of County Councils in Denmark - a survey 1992年, Copenhagen
- 13 Municipalities and Counties - Tasks And Finance, A short description of municipal tasks, grants, equalization and budget cooperation between state and municipalities, Ministry of the Interior, 1993年, Copenhagen
- 14 The Experiments with "Unrestricted" Local Authorities, Kommunernes Landsforening, 1985年, Copenhagen
- 15 Interim Report - The Free Municipality Project, Ministry of Interior, 1990年, Copenhagen
- 16 Strategies for Decentralization and Local Government Autonomy -- An Assessment of a Danish Initiative, Public Money & Management, CIPFA, 1996年, London

# デンマーク全図

- |                           |                           |   |
|---------------------------|---------------------------|---|
| 1 County of Copenhagen    | 6 County of Bornholm      | 11 County of Ringkjøbing                            |
| 2 County of Frederiksborg | 7 County of Funen         | 12 County of Århus                                  |
| 3 County of Roskilde      | 8 County of South Jutland | 13 County of Viborg                                 |
| 4 County of West Zealand  | 9 County of Ribe          | 14 County of North Jutland                          |
| 5 County of Storstrøm     | 10 County of Vejle        | 15 The Cities of<br>Copenhagen<br>and Frederiksberg |



## CLAIR REPORT 既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発刊日
第 1 号	英国の新地方税システムーコミュニティー・チャージー	1989/12/27
第 2 号	ロンドン・ドックランドの開発と行政	1990/1/4
第 3 号	コロンビア特別区に見る自治制度	1990/2/1
第 4 号	米国連邦政府 1991 会計年度予算について	1990/2/27
第 5 号	英国地方財政統計 1986/87	1990/3/1
第 6 号	ACIR (政府間関係助言委員会) の概要	1990/3/26
第 7 号	英国の地方財政読本(1) ー地方団体の収入と支出ー	1990/4/27
第 8 号	英国の地方財政読本(2) ー地方税; 現行税と新税ー	1990/4/27
第 9 号	英国の地方財政読本(3) ー地方団体に対する交付金制度ー	1990/4/27
第 10 号	英国の地方財政読本(4) ー地方団体の予算ー	1990/5/28
第 11 号	英国の地方財政読本(5) ー地方団体の会計処理ー	1990/5/28
第 12 号	英国の地方財政読本(6) ー付録ー	1990/5/28
第 13 号	英国の 1990 年統一地方選挙	1990/5/28
第 14 号	アメリカの地方債	1990/6/28
第 15 号	英国の公共支出計画と地方団体	1990/7/30
第 16 号	ポルチモアにおけるウォーターフロント再開発	1990/8/20
第 17 号	ロンドンの地方行政 ー大ロンドンの廃止をめぐってー	1990/9/28
第 18 号	米国の救急業務体制 (EMS)	1990/3/30
第 19 号	1990 年米国中間選挙の概要	1990/11/30
第 20 号	英国地方税財政の改革について	1990/12/20
第 21 号	ニューヨーク州の地方自治制度	1991/1/7
第 22 号	イギリス中央政府の機構 ー地方団体に対する関与機構ー	1991/1/18
第 23 号	ニューヨーク州財政及び 91 年度予算の概要	1991/2/8
第 24 号	ロンドンの公園とオープン・スペース	1991/2/28
第 25 号	米国連邦政府 1992 会計年度予算案について	1991/3/5
第 26 号	イギリスにおける少数民族対策	1991/3/11
第 27 号	フランスの地方財政	1991/3/15
第 28 号	英国の公共支出計画と地方団体 ー1991 年度予算案の概要ー	1991/4/27
第 29 号	米国の地方公共団体の種類と機能	1991/4/27
第 30 号	ウィディコム委員会報告と 1989 年地方自治住宅法	1991/5/24
第 31 号	英国の 1991 年統一地方選挙	1991/6/14

CLAIR REPORT 各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ  
<http://www.clair.nippon-net.or.jp> をご覧下さい

NO	タイトル	発刊日
第 32 号	ニューヨーク州「納税者訴訟」制度 —その制度と日米比較—	1991/7/5
第 33 号	「地方団体のための新税」協議書	1991/8/9
第 34 号	米国におけるへき地医療施策	1991/9/20
第 35 号	英国における教育	1991/10/17
第 36 号	英国における社会福祉	1991/10/17
第 37 号	ニューヨーク市財政制度と財政危機(1) —ニューヨーク市財政制度—	1991/11/13
第 38 号	ニューヨーク市財政制度と財政危機(2) —1991年ニューヨーク市財政危機—	1991/11/13
第 39 号	ニューヨーク市財政制度と財政危機(3) —1992年度ニューヨーク市予算—	1991/11/13
第 40 号	英国の監査制度	1992/1/31
第 41 号	フランスの下水道 —第1部 制度的枠組みと改革の動向—	1992/3/6
第 42 号	フランスの広域行政 —その制度、実態及び新法による改革—	1992/3/13
第 43 号	米国連邦政府1993年度予算案について	1992/3/30
第 44 号	「イングランドにおける地方団体の構造」協議書	1992/3/30
第 45 号	フランスの地方自治体の国際交流 —その理念と現状—	1992/3/30
第 46 号	「イングランドにおける地方団体の内部運営」協議書	1992/4/30
第 47 号	英国の地方団体の機能と広域行政	1992/5/25
第 48 号	米国・サンシティー —老人のユートピア—	1992/6/5
第 49 号	英国における姉妹都市提携と地方団体	1992/6/10
第 50 号	英国の公益事業	1992/7/21
第 51 号	米国における広域行政について —ニューヨーク州、フロリダ州、カリフォルニア州—	1992/8/7
第 52 号	英国の1992年総選挙および統一地方選挙	1992/8/7
第 53 号	米国地方自治の現場Ⅰ —インディアナ州エルクハート市—	1992/9/1
第 54 号	ノルウェーの地方自治	1992/10/23
第 55 号	1992年米国大統領選挙等の概要(1) —連邦編—	1992/12/25
第 56 号	1992年米国大統領選挙等の概要(2) —地方編—	1992/12/25
第 57 号	欧州統合と「ヨーロッパの中の地方自治体」	1992/12/25
第 58 号	米国地方政府の新しい地域活性化政策	1992/12/25
第 59 号	米国地方政府の破産	1993/1/20
第 60 号	英国の公共サービスと強制競争入札	1993/2/26
第 61 号	米国固定資産税制度概要とプロポジション13にかかる連邦最高裁憲法審理	1993/2/26
第 62 号	サウスカロライナ州(米国地方自治の現場Ⅱ)	1993/3/12
第 63 号	フランスにおける日本語教育の現状と課題	1993/3/25

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ  
<http://www.clair.nippon-net.or.jp>をご覧ください



NO	タイトル	発刊日
第 64 号	ニューヨーク州スカーズデール村（米国地方自治の現場 III）	1993/3/25
第 65 号	英国の学校における日本教育	1993/3/31
第 66 号	フランスの地方公務員制度 第 1 部	1993/3/31
第 67 号	米国の成長管理政策（1）－総論・地方政府編－	1993/5/20
第 68 号	米国の成長管理政策（2）－州政府編－	1993/5/20
第 69 号	シティズン・チャーター－現代版マグナカルタ？－	1993/6/21
第 70 号	フランスの地方公務員制度－第 2 部－	1993/7/12
第 71 号	ロンドンの地方団体について	1993/7/12
第 72 号	英国における地方議員と地方行政	1993/7/20
第 73 号	コントラクト・シティ	1993/7/30
第 74 号	英国の 1993 年統一地方選挙	1993/8/31
第 75 号	フランスの高齢者福祉（1）	1993/9/30
第 76 号	フランスの高齢者福祉（2）	1993/9/30
第 77 号	イングランドとウェールズの水道	1993/10/15
第 78 号	英国の社会保障の現状及び今後の動向	1993/10/15
第 79 号	英国の地方団体構造改革の動向	1993/12/24
第 80 号	内側から見た英国	1994/3/15
第 81 号	イングランドの地方団体と住宅政策	1994/3/15
第 82 号	アイルランド－国の仕組みと地方自治－	1994/3/25
第 83 号	統一ドイツと財政調整－連邦制財政システムは生き残れるか－	1994/4/15
第 84 号	地方公務員のための「イギリス憲法入門」	1994/5/23
第 85 号	フランス・アキテーヌ州の沿岸リゾート整備	1994/5/27
第 86 号	現代フランス都市計画の手法（1）	1994/5/30
第 87 号	現代フランス都市計画の手法（2）	1994/5/30
第 88 号	アメリカの学校給食	1994/6/20
第 89 号	英国における多民族社会の中の学校教育	1994/6/20
第 90 号	1994 年英国統一地方選挙と欧州議会議員選挙	1994/8/1
第 91 号	欧州文化都市制度	1994/9/19
第 92 号	シンガポールの住宅政策	1994/12/1
第 93 号	大韓民国地方行財政の概要	1994/12/15
第 94 号	フランスの学校教育における「日本」	1995/1/20
第 95 号	ロンドンの分散(Decentralisation)政策と都市開発	1995/1/20

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ  
<http://www.clair.nippon-net.or.jp>をご覧ください

NO	タイトル	発刊日
第 96 号	アメリカン・インディアン —その過去・現在・未来—	1995/2/14
第 97 号	英国の公立図書館	1995/2/28
第 98 号	1994年中間選挙 —地殻変動をもたらした米国政治の動向—	1995/2/28
第 99 号	ノルウェーのフリー・コミュニケーション・プログラム	1995/3/13
第 100 号	米国の州政府の財政運営と政府間関係	1995/3/20
第 101 号	米国の公共図書館	1995/6/12
第 102 号	ルクセンブルグの地方自治のあらまし	1995/6/20
第 103 号	大韓民国の地方選挙について	1995/6/20
第 104 号	タイの教科書にあらわれた「日本」	1995/7/10
第 105 号	フランス地方選挙のあらまし	1995/7/20
第 106 号	オーストラリアにおける姉妹都市交流の動向	1995/9/22
第 107 号	地方団体と芸術支援	1995/9/22
第 108 号	済州道における総合開発計画	1995/9/22
第 109 号	シンガポールの地域行政	1995/10/6
第 110 号	オーストラリアの地方自治体概説	1995/10/30
第 111 号	大韓民国の1995年統一地方選挙	1995/12/8
第 112 号	英国の1995年統一地方選挙	1995/12/8
第 113 号	マレーシアの地方自治	1995/12/25
第 114 号	英国地方団体の人事制度	1996/2/1
第 115 号	大都市圏における広域的行政対応の事例	1996/2/15
第 116 号	米国における国家都市捜索救助システム —FEMAとUS&R隊—	1996/3/1
第 117 号	英国の新交通システム —Light Rapid Transit (and Related) Systems	1996/4/15
第 118 号	英国における環境づくりの新方向 —グラウンドワークの理念と実践	1996/5/15
第 119 号	米国の州及び地方自治体における情報通信政策	1996/6/28
第 120 号	米国におけるボランティア活動 —その理念と実態—	1996/8/15
第 121 号	欧州評議会と地方自治体	1996/8/30
第 122 号	大韓民国の第15代国会議員総選挙について	1996/9/17
第 123 号	英国のコミュニティケアと高齢者福祉	1996/9/27
第 124 号	イギリスにおけるアイデンティティ・カードをめぐる議論と共通番号制	1996/10/31
第 125 号	アメリカの州・地方政府の経済政策 —6州の企業誘致政策を中心に—	1996/11/22
第 126 号	英国（イングランド）の継続的成人教育	1996/12/24
第 127 号	韓国地方公務員の人事制度について	1996/12/25

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ  
<http://www.clair.nippon-net.or.jp>をご覧ください

NO	タイトル	発刊日
第 128 号	英国の国家予算と地方団体 -構造と編成過程、1996年度予算案の概要-	1996/12/25
第 129 号	民願事務処理制度	1997/1/16
第 130 号	オーストラリアにおけるボランティア活動の現状	1997/1/31
第 131 号	シンガポールの行政機構 -運輸・通信行政を中心に-	1997/1/31
第 132 号	韓国の住民登録制度について	1997/1/31
第 133 号	オランダにおける移民労働者等統合化政策	1997/1/31
第 134 号	アメリカの交通体系と土地利用計画	1997/2/14
第 135 号	ドイツにおける外国人政策をめぐる諸問題	1997/2/28
第 136 号	日韓修学旅行の現状と今後の展望について	1997/2/28
第 137 号	グレーター・モントリオール地域の現状と再編成試案	1997/3/17
第 138 号	シンガポールの教育制度	1997/3/17
第 139 号	1996 米国大統領選挙	1997/3/24
第 140 号	デンマークの地方行財政制度 -地方分権を支える税財制度の概要-	1997/3/24

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ  
<http://www.clair.nippon-net.or.jp>をご覧ください